次　葉

（平成24年分用）

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
（　贈　与　税　－　付　表　３　）

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書

	区　　分		申告(更正・決定)額	請　求　額
（震災特例法の）住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額１	㉞	円	円
	住宅取得等資金の合計額２	㉟		
	非課税限度額（注）	㊱		
	㉞のうち非課税の適用を受ける金額	㊲		
	㉟のうち非課税の適用を受ける金額	㊳		
	非課税の適用を受ける金額の合計額（㊲＋㊳）	㊴		
	㉞のうち課税価格に算入される金額（㉞－㊲）	㊵		
	㉟のうち課税価格に算入される金額（㉟－㊳）	㊶		

（注）　震災特例法第38条の２第１項の規定の適用を受ける場合は「1,500万円又は1,000万円」と、旧震災特例法第38条の２第１項の規定の適用を受ける場合は「1,000万円－平成23年分の贈与税の申告で旧震災特例法の適用を受けた金額の合計額」となります。